

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

毎日新聞大阪市・府毎日会連合会

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府（以下「甲」という。）と毎日新聞大阪市・府毎日会連合会（以下「乙」という。）は、行方不明高齢者等の早期発見・保護や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、急速な高齢化の進展や府内におけるひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙の業務を通じて、行方不明高齢者等の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、府内の市町村に対して乙との協定の締結を周知するとともに、市町村における行方不明高齢者等の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発等に係る取り組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、乙の府内の販売所等において高齢者見守り活動等が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲で次の各号に掲げる活動に取り組むものとする。

（1）認知症高齢者等見守りSOSネットワークへの参画

乙は、行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、乙の販売所が市町村からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「見守りSOSネットワーク」に参画するものとする。

（2）認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙は、全ての従業員に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推奨する。
- ② 乙は、甲及び府内の市町村が提供する認知症に対する正しい知識の普及・啓発や高齢者にやさしい地域づくりに関するポスターの販売所等への掲示及びリーフレット・チラシ等の配布に努めるものとする。

（3）高齢者等の見守り・安否確認等

- ① 乙は、業務の中で、地域における高齢者の見守り・安否確認活動に努めるものとし、認知症の疑いがある高齢者等に気づいた場合、その状況等を総合的に判断した上で、

府内の市町村や地域包括支援センターに情報提供する。ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合には、警察署又は消防署に連絡する。

② 乙は、業務を通じて、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に連絡し、地域における見守り支援に協力する。

(4) 地域活動支援等

乙は、介護予防や高齢者虐待防止等、甲及び府内の市町村の高齢者施策や地域活動支援にできる範囲で協力する。

(5) 高齢者の雇用促進

乙は、高齢者の雇用の維持、確保に努力する。

(費用の負担)

第4条 前条の活動に要する費用は乙の負担とする。

(報告)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して、この協定に定める事項に関する取組みについて、報告を求めるものとする。

(免責)

第6条 乙は、第3条の高齢者見守り活動等ができなかった場合又は遅れた場合に高齢者等に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、乙における活動を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月4日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府
大阪府知事職務代理者 大阪府副知事 山口 信彦

乙 大阪府大阪市北区梅田3-4-5
毎日新聞大阪市・府毎日会連合会
会長 竹田 泰徳